

市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月15日

上尾市長 畠山 稔

上尾市規則第55号

市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年上尾市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（手続等の公表）

第3条 市長は、市長又はこれに置かれる機関（以下「市長等」という。）が手続等をこの規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行おうとするときは、あらかじめその旨をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。